

■大玉村都市計画マスタープラン（R5.3改定）に対する加筆修正方針の整理

章	大項目	中項目	小項目 1	現計画記載内容の抜粋（赤字：産業集積・企業誘致関連）	小項目 2	現計画 図表等掲載内容の抜粋（赤字：産業集積・企業誘致関連）	加筆修正方針	No.
2. 大玉村の 現況と課 題	2-5. 都市づくり の課題	—	②土地利用 ／課題	〔土地利用概要〕 ・ゾーニングによる土地利用の規制（土地利用方針の明確化） ・自然的土地利用と都市的土地利用の調和 〔工業〕 ・企業誘致の促進			—	1
3. 全体構想	3-2. 目標と基 本方針	（1） 都市づくり の目標	主要課題 ／土地利用	「美しい農村」の維持と生活利便性を確保する土地利用 ・ゾーニングによる土地利用方針の明確化 ・企業誘致等の就労の場、商業施設の確保			—	2
		（2） 都市づくり の基本方 針	目標の柱 1 地域経済が活性 化するむら 基本方針① 国道4号沿道が にぎわうむらづくり	住民の幸せな暮らしを守るための基盤となる産業の振興・発展に向け、国道4号沿道土地の優位性を活かし、商工業の産業集積を図ります。企業誘致にあたっては、 農林関係部局との調整や手続き支援、オーダーメイド方式等による工業団地の造成 など企業が進出しやすい環境を整えます。 また、地域経済を支える交通ネットワークの形成を図るため、企業の事業展開や物流強化に有効なスマート I C の整備に向けた検討を進めます。			—	3
		3-3. 将来都市 構造	（2） 将来都市 構造		（将来都市構造 図 凡例）	〔産業集積エリア〕＝国道4号沿道ゾーン 地域の大動脈としての国道4号の特性を活かし、 大玉村の持続的な発展を促進するエリア 〔工業集積拠点〕＝大玉第1・2工業団地 既存の工業団地の機能向上を図る地区 ※空間構成の考え方 ゾーン > エリア > 拠点	—	4
	4. 分野別の 方針	4-1. 土地利用 の方針	（1） 都市的土 地利用 （本文4点目）	・定住人口の増加と村の活性化を図るため、 国道4号沿道の産業集積を促進 します。また、企業誘致にあたっては、農林関係部局との調整や手続き支援、 オーダーメイド方式等による工業団地の造成 など企業が進出しやすい環境を整えます。	（土地利用方針 図 凡例／方針 内容）	〔産業集積エリア〕＝国道4号沿道ゾーン 持続的な発展を支える優良企業の誘致を図る。特に、国道4号からの安達太良山の眺望に配慮した誘致を推進するとともに、 交通の利便性を活かし、オーダーメイド方式等による新たな工業団地の造成 など、企業が進出しやすい環境整備を検討し、 商工業の振興 を図る。	—	5
		4-3. 都市機能 の方針	（1） 生活利便 施設 （本文1点目）	・大玉村での生活利便性を確保し定住を促進するため、 大玉村内で働く場 や買い物できる場を 創出 します。	（都市機能の方 針図 凡例／方 針内容）	〔中心拠点〕＝大玉村役場周辺 役場を中心として、住民の生活に関わる各種行政サービス施設の集積、日常生活に必要な施設の集積を図り、大玉村の中心としての拠点性を高める。 〔工業集積拠点〕＝大玉第1・2工業団地 第1工業団地、第2工業団地における工業施設の適正な活用を図る。	「働く場の創出」が方針であるが、取組方針の記載に「産業集積エリア」が含まれていない ⇒「産業集積エリア」を表に追加 【別紙 改定原案】	6
5. 地域別構 想	5-1.基本的な考え方		（地域別構想の ゾーン区分）	〔国道4号沿道ゾーン〕 交通の利便性に恵まれた地の利を活かし、 商工業の振興を図るゾーン ゾーンの形成にあたっては、安達太良山の景観、周辺の田園風景や環境との調和に配慮した計画的な土地利用への誘導及び 企業が進出しやすい施策等の推進 などにより、 商工業の産業集積 を図ります。			—	7
	5-2. 地域別構 想	（2） 国道4号 沿道ゾ ーン	（地域の将来 像）	『安達太良山を望む地域産業が息づく地域』 地域の大動脈である国道4号の特性を活かし、 大玉村の持続的な発展を支える商工業の集積 と、安達太良山の眺望が楽しめる交流の場を形成します。			—	8
			土地利用分野の 取組方針	■産業振興拠点の形成 ・大玉村の持続的な発展を支える 商工業の集積 を図ります。 ・ 企業誘致に向けて国道4号沿道の道路改良や排水計画の検討、農林関係部局との調整や手続き支援 を行います。また、 オーダーメイド方式等による工業団地の造成 など企業が進出しやすい環境を整えます。 ・国道4号沿道の土地の有効利用や地域振興策を推進し、併せて連携軸としてスマート I C の整備に向けた検討を行います。	（国道4号沿道 ゾーンの構想図）	〔産業集積エリア〕＝国道4号沿道ゾーン 〔工業集積拠点〕＝大玉第1工業団地	—	9
6. 都市づくり を実現す るために	6-1. 将来像実 現に向け た方策	（1） 国道4号 沿道ゾ ーンへの企 業進出の 誘導	（本文）	国道4号沿道ゾーンは、4万台/日を超える自動車が通過し、大玉村の玄関口として大きなポテンシャルを有しておりますが、国道周辺の土地は、農業振興地域内の優良農地であるため、企業進出が進んでいない課題があります。このゾーンは、 農業振興に資する施設や、沿道サービス施設、土地収用法対象事業などの整備 においては、 農地転用許可を例外的に受けることができる可能性があることから、これらの事業や方策を一体的に推進 することで、大玉村でのにぎわい拠点を創出します。また、 オーダーメイド方式等による工業団地の造成 など企業が進出しやすい環境を整え、働く場を創出します。	（将来像の実現 に向けた方策 図）	産業集積エリア に対して「(1)国道4号沿道ゾーンへの企業進出の誘導」を旗揚げ	特に優先的に取り組む施策を記載するため 工業団地構想について具体的に追記 【別紙 改定原案】	10

現
行
計
画
の
記
載

4.分野別の方針／4-3.都市機能の方針

記載箇所 1

(1) 生活利便施設／本文 1 点目

本文の記載

・大玉村での生活利便性を確保し定住を促進するため、大玉村内で働く場や買い物できる場を創出します。

記載箇所 2

(都市機能の方針図 凡例／方針内容)

方針の記載

[中心拠点] = 大玉村役場周辺／役場を中心として、住民の生活に関わる各種行政サービス施設の集積、日常生活に必要な施設の集積を図り、大玉村の中心としての拠点性を高める。

[工業集積拠点] = 大玉第 1・2 工業団地／第 1 工業団地、第 2 工業団地における工業施設の適正な活用を図る。

修正方針

記載箇所 1 の本文で「働く場の創出」が方針とされているが、記載箇所 2 の取組方針の記載に「産業集積エリア」が含まれていない⇒「産業集積エリア」を表に追加

記載箇所

(都市機能の方針図 凡例／方針内容) 追加

方針の記載

凡例区分：産業集積エリア

取組方針：新たな工業団地の造成など企業が進出しやすい環境を整え、村内で働ける場を創出します

修正（一部追加）原稿案

第 4 章 | 分野別の方針

▼都市機能の方針図

都市計画区域界

[土地利用方針]

産業集積エリア

二本松市

大玉村民体育館
大玉村民運動場

村民交流施設

第 1 工業団地

郡山市

大玉村

第 2 工業団地

大玉村農村環境改善センター
大玉村民プール
大玉村民テニスコート
大玉村民屋内運動場

大玉村保健センター

本宮市

エリア等

方針内容

産業集積エリア

新たな工業団地の造成など企業が進出しやすい環境を整え、村内で働ける場を創出します

中心拠点

役場を中心として、住民の生活に関わる各種行政サービス施設の集積、日常生活に必要な施設の集積を図り、大玉村の中心としての拠点性を高める。

工業集積拠点

第 1 工業団地、第 2 工業団地における工業施設の適正な活用を図る。

大玉ゲートウェイ
(地域振興拠点)

あたらの里直売所並びに大玉村ふれあい広場を活かした地域振興施設の整備検討を進め、人・モノが交流する拠点の形成を図る。

大玉ゲートウェイ
(交流交通拠点)

スマート IC の整備に向けた検討を進め、広域的な交流等を図る。

79

